#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中世後期ハンザ都市における経済構造の変質について: ロストクの商人・手工業者の動向を中心に
Sub Title	Die Veränderung der wirtschaftlichen Konstruktion der hansischen Städten im Spätmittelalter : die Richtung der Händler und Handwerker in Rostock im 14. Jahrhundert
Author	斯波, 照雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1978
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.71, No.6 (1978. 12) ,p.1023(111)- 1036(124)
JaLC DOI	10.14991/001.19781201-0111
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19781201-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

――ロストクの商人・手工業者の動向を中心に――

斯 波 照 雄

#### はじめに

これまでにもハンザ都市を対象とする論文は多い。 しかしその主要な関心は貿易に向けられるか、又はハ ンザの領袖たるリューベック Lübeck 等, 一部大都市 に向けられる場合が多かった。オレヒノヴィッツ K. F. Olechnowitzは、ハンザ都市を、リューベックのよ うなハンザ貿易の中心となる大規模な中継貿易都市と, 自市内に生産基盤を有する、しかも生産品の輸出をお こなう貿易生産都市の二つに大きく分類している。ハ ンザの全体像を捉えようとするならば、後者のごとき 中都市の存在を決して看過すべきではない。というの もリューベックの場合は、前記の表現からも理解しら るように, 東西貿易の一大貿易港都市として, 他都市 に類を見ぬ繁栄ぶりを示し、そしてそれは又ハンザ都 市全体からみて特殊な一面でもあったと考えられるか らである。ハンザはリューベックによって代表される とするにしても、各中小都市を基盤として、その頂点 にリューベックが存在したにすぎないと考えられるの である。すなわちハンザ研究においても、ただリュー ベックだけにとらわれるべきではないと思う。

しかし研究史上さらに問題なのは、都市史とハンザ

史が全く別個の道を歩んできたということである。ハンザの歴史は個々の都市の歴史と決して無縁のものではあり得ない。都市自体の盛衰、構造上の変化等はあらゆる点でハンザやその貿易に影響を与え、また逆にハンザやその貿易が都市自体にも影響を与えたと考えられるであろう。したがってハンザ都市を考察する場合、ハンザ史とそれぞれの都市そのものの歴史の二面からの研究とその総合的理解が必要となろう。

しかし都市史――そのうちでも特に都市構造史――の研究自体も活発であるとはいえない。中世に限定したとしても,都市構造が一定のものであったとは思えない。大雑把にいうならば,14・15世紀を境にして,中世都市は能動的な前期中世都市から受動的な後期中世都市へと構造変化をしているように思われる。こうした都市構造の動きを知るためには,市参事会員あるいは大商人層のごとき,上層市民層に関してのみならず,中・下層市民の動向を捉えなくてはならない。しかし彼らに関する実証的研究は,まだ必ずしも成果をあげているとは言いがたい。ただ14・15世紀に限定するならば,「市民闘争」Zunftkampfの原因究明を目的とする最近のいくつかの論文において,中・下層市民の動向が追求されてきている。しかし中・下層市民の動向が追求されてきている。しかし中・下層市民の動向が追求されてきている。

注(1) Karl Friedrich Olechnowitz, Handel und Schiffahrt der späten Hanse, 1965, S. 88f.

<sup>(2)</sup> 都市史には大きくわけて、都市構造史・発達史と都市成立史の二分野がある。ここでいう都市そのものの歴史とは前者のことであるが、後者と比較して研究は遅れている。

<sup>(3)</sup> 服部良久「中世末期のリューベックにおける市民闘争」史林59巻 3 号,1976年106-7頁。

<sup>(4)</sup> クヌート・シュルツ, 魚住昌良駅「後期中世及び近世初期上ライン都市の職人と賃労働者」社会経済史学39巻5号,30頁では、19世紀の最後の援期に部分的に検討された旨が述べられている。確かに Georg Schanz, Zur Geschichte der deutschen Gesellenvereine im Mittelalter,1876. など注目すべき著作が多い。しかしハンザ都市の場合はシュティーダ W. Stieda 等ごく一部に限られる。20世紀後半に至っても、本稿執筆に際し利用したラウベ A. Laube,フリッツェK. Fritze,ハウンルト U. Hauschild 等ごく一部にハンザ都市の中・下層市民研究は試みられているにすぎない。

<sup>(5)</sup> 瀬原義生「シュトラスブルクにおけるツソフト闘争」(上)(下)立命館文学225号, 226号参照。

あり、当時の都市構造の変化を知るには不十分といわ ざるをえない。

市民闘争研究とは別の角度からの研究もおこなわれている。例えば、ラインケ H. Reinkeはいくつかの都市の比較検討をし、都市の類型化を試みている。記述中には、中・下層市民を流動的に捉えようとする姿勢もうかがわれ興味深いのだが、結論的には地域都市の特殊性又は特色を静止的に捉えることに主眼がおかれ、ある一定の都市又は都市群の動向を流動的に捉えることに欠けるように思われる。またシュルッ K. Schulzは都市の中・下層手工業者を流動的に捉えており興味深いが、対象は上ライン地方に限定されている。

そこで本稿では、15世紀初頭の「市民闘争」に至る一時期に関して、ハンザ貿易生産都市における中・下層市民の経済状況と都市経済構造の変化について考えてみたいと思う。対象とした都市はロストク Rostockを中心にヴィスマール Wismar、シュトラールズント Stralsund の3都市である。高村象平氏は「同じ類型に属するといっても、なお各都市はそのときどきの事情により、それぞれの特殊関係に応じた政策をおこなったことは言をまたない。それは都市経済政策全般についてでなく、その一部分、例えば手工業政策に限ったところで同様である。」と述べており、筆者も基本的に異論はない。特に個々の経済政策等の分析あるいは静止的にある一時期の事象を分析する場合にはそうである。しかし「動向」を流動的に捉えるという意味

ではきわめて類似性が高く、地域的に一致したヴェン ド都市と呼ばれるこれら3都市を対象とすることは不 可能ではないと思う。ラインケは、3都市のうちヴィ スマールだけを貿易生産都市とし、他2都市を中継貿 易都市としているが、これら3都市は、都市経済上・ 貿易上に占める輸出手工業の比重に若干の相違がある とは思われるものの, いずれも輸出産業をもち, 同時 に遠隔地商業の中継港でもあった。しかも、これら3 都市がハンザ組織の中でほぼ同一歩調をとったこと, 地域的に一致することなどを考えあわせると, むしろ 類似点の方が多い。もちろん1都市に限定することに より中・下層市民の動向をより厳密に捉えられよう。 しかし,中・下層市民研究は,シュルツも述べるよう に、「先人が非常に少なく」筆者が目にすることのでき る史料もまた少数である。したがって各都市の個別性 の描出に関しては、別稿にゆずらざるを得ない。

Ť

都市の発達と不可分の関係にある市参事会=ラート Ratの定員は、ヴィスマールの場合24名で、1581年ま で変化していない。ラート成員の任期は3年で、年に 1回、3分の1ずつ改選された。しかし改選された者 は1年の空白期間後に再選されることが多く、その空 白期間もアルテンヘル Altenherrとして政務にたずさ わることが多かった。ロストクの場合にはラート成員

注(6) Heinrich Reincke, Bevölkerungsprobleme der Hansestädte. Hansische Geschichtsblätter. 1951. S. 26. (以後 HGbll と略す) ラインケは都市を4類型と1中間形態に分類する中で、オレヒノヴィッツのように中継貿易都市と貿易生産都市に分類している。しかしこの2種類の都市に関しては分類方法が述べられておらず。また一部の都市を除いては分類に使用した史料も示されていない。そのためオレヒノヴィッツの都市類型の分類との若干の相違についても明らかではない。なお全体的な都市分類についての検討は本稿では省かざるを得ないが、本稿でとりあげる3都市については本節注(8)を参照されたい。

<sup>(7)</sup> 高村象平「ドイツ中世都市」,一条書店、昭和34年, 256頁。

<sup>(8)</sup> ラインケがヴィスマールを貿易生産都市としたのは、当時醸造業が盛んであったヴェンド都市中にあってもヴィスマールのビールが質量ともに他にまさっていたことを重視したためと思われる。しかしビールや麦芽は各ヴェンド都市にとってはいずれも重要な輸出品であり――特にスカンジナヴィアに対して――、ヴィスマールにはおよばないものの、本稿でとりあげた他の2都市でも生産・輸出は古くから盛んであった。従ってオレヒノヴィッツは3都市を貿易生産都市と呼び、同型の都市ととらえている。Reincke、ibid., S. 26. Olechnowitz, ibid., S. 88ff.

<sup>(9)</sup> 都市の規模はラインケの試算による15世紀の都市人口によれば、シュトラールズントが3都市中ではやや大きいが、他2都市はほぼ一致する。Reincke, ibid., S. 6.

<sup>(10)</sup> クヌート・シュルツ, 前掲論文29頁。

<sup>(11)</sup> 史料不足――ハンザ都市の場合,手工業そのものに関する史料・論文すら少ない――のため,本稿を執筆するにあたって史料批判が不十分である点,論を的証により進めざるを得なかった点,都市の固有性を尊重し得なかった点は批判を免れえない。御教示を期待したい。なお都市史及びハンザ史の研究史は紙数の関係上割愛せざるを得なかった。

<sup>(12)</sup> Friedrich Techen, Die Bürgersprachen der Stadt Wismar. Hansische Geschichtsquellen. Bd. 3. 1906.
S. 28.

#### 表 1 各職種別親方の納税額

A	バン屋	Bäcker
1:	382年	1385年

1382年	13854F	T - 4M - NB
		増 減
25s	18s	-7s
34s	23s	-11s
24s 8pf	21s	-3s 8pf
24s	同	0
1m 4pf	21s	+4s 8pf
4m 2s	6m 3s	+2m 1s
28s *	20s	-8s
13s *	9s	-4s
17s 4pf	16s 4pf	−1s

B 鍛冶屋	Schmiede	
0	0	0
21s	24s	+3s
26s	17s	_9s
14s	12s	-2s
20s	1 m	4s

Gerber	
同	0
同	0
23s	+ 2 s
同	0
3m 1s	+15s 10pf
17s	-1s
4m 4s	+14s
29s	+8s
	同 同 23s 同 3m 1s 17s 4m 4s

D 毛織工 Wollenweber

1382年	1385年	增減
37s 2pf	同	0
17s	13s	-4s
28s	24s 8pf	-3s 4pf
20s	0	-20s
12s	11s	-1 s
7 m	同	0

E靴屋	Schuhmacher	
1m 4pf	17s	(+8pf
1 m	10s	_6s
12s	11s	-ls
6 m	5m 4s	_12s
3m 20pf	3 m	-20pf
1m, 4m6s	<u>1m</u> , 2m5s	0, -2mls * *
Im 4s	1 m	-4s

	F †	涌 屋	Böttcher	
	<b>2</b> 9s		26s	-3s
	2m	4s	同	0
	13s		9 s	-4s
•	13s		0	-13s
	12s		10s	- 2 s
	G	羊服屋	Schneider	
	13s	1000	10s	-3s

13s

- (注) mは Mark, sは Schilling pfは pfennig の略。
  - 1 m=16s=192pf と換算される。
- ともに Witte, Johannes が支払ったとされる。追加納税かどうか不明、第2表では別人 としてとりあつかった。
- 靴屋の Pranghe については、2 つの納税額が示されているが、棒線のものが純粋な財産 税と思われる。

は内部補充原則 Selbstergänzungsprinzip——ラート 資格のある者のみから補充するという意味と思われる 一に従って選出された。すなわちラート成員は市民 のうちのごく一部、おそらくは大商人層等の上層市民 に限定されていた。このような選出方法は14世紀初頭 の市民闘争で一時中断したが、すぐ復活している。

14世紀に至り、手工業者の一部に仕事場の拡大や職 域の拡大が目立つようになってきた。その結果生じる 不平等、独立の喪失を防止するため、ラートは、詳細 に各職種の生産範囲を決定した。こうした「職域の決 定」に際し、ラートは積極的にツンフト Zunftの一部 を優週しながらも,他の一部を抑圧しているように思

- 注(13) Curt Leps, Das Zunftwesen der Stadt Rostock bis nm die Mitte des 15. Jahrhunderts, I. HGbll, 1933, S. 139ff. 手工業者はきわめて稀にあらわれるのみで――特権的手工業者か――原則として商人であり、しかもそ のうちの特に限られた者に限定された。
  - (14) Leps, ibid., S. 142.
  - (15) ウェンド諸都市においてツンフトという名称はきわめて稀に使用されるにすぎず、一般にはアムト Amt という名称で 呼ばれている。ツンフトとアムトはプランデンブルクMark Brandenburg やプロイセン Preußen では別の組織である ようだが(阿部謹也「ドイツ中世後期の世界」未来社、1974年、227頁参照)、14世紀のヴェンド諸都市に関する限り、同 一と考えて良いと思う。むしろこれはツソフト組織が完全に完成した後の問題であろう。事実上の「ツソフト組織」は大 分前に成立していたが、規約が成文化され、その組織が完成するピークは16世紀である。コイトゲンF、Keutgenはツン フトが独立・自由なのに対し、アムトは当局の勧誘――それは市場統制と租税徴収が目的だったのだが――に従ってそれ ぞれの手工業者群が市場近くの地区ごとにまとまって配置されていたと述べている。しかしヴェンド諸都市では14世紀初 頭にはツンフトはコイトゲンの述べるアムト、ツンフトの両方の特徴をそなえていたようである。これはおそらくツンフ ト組織が未熟であったためと思われる。なお、ヴェンド諸都市のツンフトの場合、小商人 Krämer, 行商人 Haken や 運搬人 Träger なども含まれるが、本稿においては基本的にツンフトを「手工業者の組織」という概念で用いる。 Vgl. Josef Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Nouzelt, Bd. 1, S. 181-191. Friedrich Keutgen, Amter und Zünfte, S. 137ff. Leps, ibid., I, S. 139.

われる。例えば、1330年ロストクのラートは屠殺業者 Knochenhauer と肉屋 Speckschneider の販売権限 を決定しているが、それによれば、前者の豚肉販売は 復活祭の前3日間を除き認められなくなった一方で, 後者は豚肉取り扱いの権利を全面的に得るとともに、 ミカエル祭(9月29日)からクリスマスまで牛肉も羊肉 も取り扱うことができるようになり、結局この期間に 牛肉の半分,羊肉の4分の1を販売した。このほか肉 屋には魚の販売が認められ、同時に牛の交易にも従事 することができるようになった。また銅鍛冶 Grapengießer と鋳掛け屋Kesselflickerの対立に関しては, 後者に余分の銅購入を禁じ、銅製品の製造を禁じた。 また金細工師 Goldschmiede には銀製容器の製造と金 メッキを禁じた。また毛織工Wollenweberに対しては 製造する品目を限定し、逆に亚麻布仕立工Leinwandschneider には新たな生産分野への進出を許している。

こうしたラートの行為が何に起因するのか,以上のことから簡単に結論は出しえないし,また各都市,各職種の固有の事情によってもその原因は異なるかも知れない。しかしこのラート政策実施の一つの理由は,真意はともかくとして,表面的には少なくとも,商品生産の多様化に応じて各ツンフトに生じた経済的格差の是正に求めることができるであろう。そこで職種間あるいは個人間の経済的格差の実情を具体的に見ていくことにしたい。まず独立した家計を営む親方層,ついで賃金取得者——ツンフト手工業者に限らない——について検討する。

親方層の経済的格差は各自が所有する財産からの検

計が可能である。しかし直接に財産を調査することは、 比較対象や所有(又は保有)形態の 相違 などいくつか の障害により困難である。したがって、 ラウベ A. Laubeのように財産税の納入額からの検討が最も適当 であろう。しかしこの方法によると、財産をほとんど 所有しない者は除外されざるを得ない。すなわちここ にあげるのは比較的富裕なごく一部に限られることを 看過すべきではない。

1382年 ・85年の各親方層の財産税と人頭税の合計 (表1・2) の数字は、各職種間、個人間に財産上大き なひらきのあることを示している。 また 1382 年と85 年の数字を職種別に比較対照すると比較的納税額の多 い職種に納税額のバラつきが目立つ。個人別では、 1382年に1マルク以下の納税をおこなった者は全員 1385年に納税額を減少させているが、4マルク以上の 高額納税者は5名中1名を除き、同額もしくは納税額 を増加させている。しかし3年間という短期間である ため――複数の個人の財産税の増減を知るためには短 期間にならざるを得ないのだが――高額納税者が現状 維持又は所有財産の増加傾向にあり、低納税者がその 逆の傾向にあるということは参考にとどめざるを得な い。ここではむしろ,同一職種内にあっても個人的納 税額に差の大きいこと、職種別に納税額の差が大きい こと、表にあらわせるような職種が貿易に関係する手 工業や生活必需品手工業等々に限られているというこ とが重要である。

次に賃金取得者について職種別に検討してみるが、 14世紀後半に至るまで、賃金の支払い方法は必ずしも

注(16) 屠殺業者 Knochenhauer と肉屋 Speckschneider はもともと類似した職業で、語としては Fleischerと同意である。(Vgl. Muretsanders Enzyklopädisches Wörterbuch, Bd. 4. S. 1222.) 強いて言えば、前者が家畜を輸入解体し、それを販売するのが主であったのに対し、後者は解体された肉の脂肪とそうでない部分を分けたり、加工したりして販売するのが主であった点が異なる。かかる解釈はグリムを主に参考にした。Vgl. Grimm, Deutsches Wörterbuch, Bd. 5. S. 1460. (1873年). Bd. 10. S. 2049(1905年)。なお Brockhaus Enzyklopädie, 1970. には Knochenhauer はあるが (Bd. 10. S. 229), 後者は見られない。

<sup>(17)</sup> 肉屋は場所こそ限定されてはいたが、1295年に魚さえ販売することを許されていた。 Curt Leps, Das Zunftwesen der Stadt Rostock bis um die Mitte des 15. Jahrhunderts, 』. HGbll, 1934, S. 207.

<sup>(18)</sup> Wilhelm Stieda, Hansische Vereinbarungen über städtisches Gewerbe im 14. und 15. Jahrhundert, HGbll, 1886, S. 134.

<sup>(19)</sup> Stieda, ibid., S. 135.

<sup>(20)</sup> Stieda, ibid., S. 138.

<sup>(21)</sup> Leps, ibid., II, S. 209.

<sup>(22)</sup> Adolf Laube, Wirtschaftliche und soziale Differenzierung innerhalb der Zünfte des 14. Jahrhunderts, dargestellt am Beispiel mecklenburgischer Städte, Zeitschrift für Geschichtswissenschaft, 1957. Heft 6. S. 1189-92.

<sup>(23)</sup> Stieda, ibid., S, 105.

## 表 2 1382年, 1385年の職種別の親方の納税額別人数

【 なお,表 1 に含まれない1382年あるいは1385年のみ納税額のわか るものも加えてある。食糧庫 cellario 記録によるものも含む。

	パン屋 Bäcker		鍛油 Schn		鞣力 Ger	έΙ. ber	Woll	浅工 en ber	靴 Schi mac	ah -		屋 cher		限屋 eider
	1382年	1385年	1382年	1385年	1382年	1385年	1382年	1385年	1382年	1385年	1382年	1385年	1382年	1385年
7 m							1	1						
6 m		1			2	2			1					
5 m									,	1				
4 m	1					1	1							
3 m	100				2	1			1	1				
2 m	2				2	1	1	1			1	1		
1m(16s)	6	8	4	4	3	3	3	1	4	3	2	1		
1~15(s)	4	2	3	4			1	3	1	3	4	2	5	3
0			2	1		· .		2				1		

表1・2: Adolf Lanbe, Wirtschaftliche und soziale Differenzierung innerhalb der Zünfte des 14. Jahrhunderts, dargestellt am Beispiel mecklenburgischer Städte, Zeitschrift für Geschichtswissenschaft. 1957. Heft 6, S1189-93より作成。ただし不明確なものは除外した。

#### 表3 賃金労働者の賃金

	1348年	1349年	1350年	1351年	1353年	1355年	1356年	1379年
家畜番 Stallknecht	13m8s	13m8s	5m4s6d	13m8s	13m8s	18m8s	13m8s	13m8s
大工親方 Zimmermannsmeister	10m			11m	11m	11m	11m	10m
石弓作り(武器製造工) Armbrustmacher	24 m	24m	24m	24 m	24m	24m	24m	
市参事会書記 Ratsschreiber	20m	15m 18m	18m	18m	18m	18m	17m	25m
市参事会雇員 Ratsdiener	9 m	9 m	9 m	9 m		14m	14m 9 m	5m6s 9 m
フルート奏者 Flötenspieler	3m12s	3m12s		3m12s	3m12s	4m4s	3m12s	
市場清掃人 Marktreiniger	3 m	3 m	4 m	4 m	4 m			ng Maraya
司 祭 Priester		8 m	8 m	8 m	8 m	8 m	8 m	8 m
見張り番 Wächter	3m12s	3m12s	5m4s6d	3m12s	3m12s	4m4s	4m4s	3m12s
海事見張都 Seeleutenwachter	9 m	9 m	r. L. V	9 m	9 m	9 m	9 m	
塔清掃人 Turmreiniger			3m12s					
管理人(娍等) Vogt			18m					19
時計製造工親方 Uhrmachermeister								25m8s
塔 守 Türmer	3m12s	3m12s	.					8 m
港湾労働者(荷あげ人夫) Hafenarbeiter	6 m							·

Ursula Hauschild, Studien zu Löhnen und Preisen in Rostockim Spätmittelalter, 1973. S. 14ff. より作成。

明らかではない。ハウシルト U. Hauschild によれば 「14世紀中頃まで賃金は一括授受で、日付けの記載のな い支払い金額が示されているにすぎない」という。金 額の少ないことから考え、この給料が労働者の全収入 とは思えない。いくつかの現物支給も報告されている が,詳細は不明である。また役人の場合,表3に示され た給料が主たる収入源ではなく、多くのレンテRente その他からの収入が彼らの主収入源である。従って、 この表から単純に職種別貧富を導き出すのはむずかし い。しかし1348年から1379年までの表にあらわれた給 料は、多くの職種でほぼ平行線をたどっていることは 理解できるであろう。職人の最高賃金制の実施をも考 えあわすと、表にあらわれない収入だけが上昇し、全 収入が飛躍的に増大したという可能性は少ないと思わ れる。これが正しいとすれば、次に述べるように物価 上昇により、低収入の者ほどその影響を強くうけ、貧 困の度を増したと考えられる。

表4は、食品を中心にその価格を表にまとめたものである。この表からでは、必ずしも物価の上昇傾向を読みとることはむずかしいかも知れない。しかし主要な食料である穀物の値上りは家計に影響を与えたはずである。表5はハウシルトが中世の平均的家族の食費を年次別に試算したものだが、1372年を除き一律に上昇している。1312年から1394年に至る間に実に2倍あまりに上昇しているのである。この試算の数字が正しいかどうかはともかく、物価の上昇についてはさらに貨幣価値の下落、すなわち貨幣の質的悪化という点からも裏付けられる。

貨幣鋳造の質的悪化すなわち貨幣中の金・銀の含有

量の低下は程度の差こそあれドイツ・グルデン Gulden (30) 金貨やリューペックの銀貨にも見られる。図2はロストクの1デナリウス denarius(=Pfennig) 銀貨の質的変化を示したものだが、1301年と1394年を比較すると、物価とは正反対に銀の含有量は約半分に減っている。貨幣の悪鋳が即座に物価上昇をよびおこすかどうかは問題だが、長期的には物価の高騰を生起させるものとして考えてよいだろう。

傍証からでは断定はできないが、物価の上昇、賃金の停滞は低収入の者の貧困の度を高めたのは概ね理解し得ると思う。しかしそれにひきかえ、ラウベによれば、1388年ロストクの1,787名の手工業者中6—14マルクを納めた高額納税者は48名にのぼっている。0.5%の税率で計算すれば、彼らは1,200マルクから2,800マルクの財産を所有していたことになる。このように個人的経済力の差は次第に大きく広がっていったものと思われる。職種別にみても、例外はあるが一般に古くから組織された有力な手工業——生活に必要なものの生産(食品その他)、貿易関連手工業—— が発展し、逆にその他の職種が停滞ぎみであった。

以上のようなツンフト各職種間の格差,個人的格差は様々な社会問題をおこすこととなった。手工業者間の問題のみに限定してみると,富裕な親方層は当然の結果として,利益の拡大をめざした。彼らは,農村における土地購入をはじめ,様々な利殖をおこなったが、それと平行して,一部記録にも残存するように,彼らは貧困手工業者を自己の傘下におさめ,後者を酷使したのである。ロストクでは「酷使禁止令」が1346年に製造等に関して,1379年には販売に関して出されて

注(24) Stieda, ibid., S. 103. では一般に給料制は少なかったといわれている。

<sup>(25)</sup> Ursula Hauschild, Studien zu Löhnen und Preisen in Rostock im Spätmittelalter, 1973. S. 12.

<sup>(26)</sup> Hauschild, ibid., S. 12. 手工業者, 役人は年2回衣服が支給され、役人の場合出張の際には旅費が支給された。

<sup>(27)</sup> Hauschild, ibid., S. 13. レンテには、土地、家屋、作業場、その他様々の私有財産によるものがある。役職にもとづくその他の収入については不明である。

<sup>(28)</sup> Leps, ibid., J, S. 155. 例えばロストクの毛織工の場合1362年に一律と決定され、左官の場合1361年に 1 sol. Lüb. であったが、15世紀初頭には 4 witte. となっている。

<sup>(29)</sup> Hauschild, ibid., S. 141f.

<sup>(30)</sup> Stieda, ibid., S. 143.

<sup>(31)</sup> Hauschild, ibid., S. 5.

<sup>(32)</sup> Laube, ibid., S. 1193.

<sup>(33)</sup> 税は人頭税と財産税の2種から成る。前者は普通1人あたり8シリングであり、後者は所有財産価値1マルクにつき1ペニヒであった。1マルクは192ペニヒであるから、0.52%の税率ということになる。従って正確に計算し、人頭税も考慮して算定すると、少々異なると思われるが、0.5%というのはほぼ妥当な値と思われる。Laube、ibid., S. 1188、S. 1193 注62. なおシュティーグの記述中に見られるリューベックの税率は、1396年に手工業者 0.5%、下層0.2%である。詳細は不明。Stieda、ibid., S. 103.

<sup>(34)</sup> Stieda, ibid., S. 103. Leps, ibid., I, S. 127.

表4 価格の変化

	1312~1330年	1341~1350年	1351~1368年	1372~13794F	1381~1394年
ライ麦 Roggen/1Scheffel	2s. 8d. 1s. 4d.	1s.8d.		2s.3d.	
カラス麦(オート麦) Hafer/1Scheffel	2s. 8d. 2s.			2s.2d.	1s.6d.
雄 牛 Ochse	2m.	3m. 3m.5s. 1m.12s.	2m. 2m.		
ピール(Gersten)bier	8s./1Tone	8s.	①12s. ②8~4s.1m. ③1m.6d.	10s.12s.	() { 8d. 8½d. 8d. (/1Stübchen) (29s.6d.—1m.
穀 物 Korn	1s.3d./1Sch	1s.11d.	1s.1d. 6m.8s./1Last 2s.4d.	<b>2</b> s.3d <b>.</b>	
小麦粉 Mehl/1Last		18m.			1m.4s. (/Schiffspfend)
塩 Salz		8m.6s./1Last	10s./1Tonne		14s./1Tonne
鍊 Hering/Tonne			① $1m.4s1m.13s.$ ② $\begin{cases} 1m.14s. \\ (1\sim3f]) \\ 2m.4s. \\ (3\sim11f]) \end{cases}$	1m.8s. 1m.12s.	1m.14s.

※価格の前の番号は年の順を表わす。 Hauschild,ibid.,S.51ff.より作成。

## 表 5 14世紀における平均家族――5人家族 (夫婦,子供2人,下働き1人) ――の主要食費

(+印はハウシルトの見積)

	<del></del>	<del></del>							
	1312年	13484F	1351年	1353年	1358年	1372年	1379年	1384年	13944
1.ピール10桁 10Tonne Bier	5 m	6m4s	7m8s	8m12s	10m5s	6m14s	9mls	12m8s	10m
2. うすいピール10億 2. 10Tonne Dünbier	2m8s	3m2s	3m12s	4m6s	5m2s6d	3m7s	4m8s6d		- - 5m
3. ライ麦31シェッフェル 3. 31Scheffel Roggen	5m2s8d	2m1s3d	2m1s3d	2m14s6d	4 3m3s8d	3m14s	4m5s9d	+ 5m2s8d	6m2s2d
4. 3 Seiten Fleisch	1m14s	2 m	2m10s	1m12s6d	2mls	3m6s	<b>4</b> m6d	4m8s	5m7s
5. 1 Tonne Herring	1m	1m4s	1m6s	1m8s6d	2m1s	1m10s	1m12s	1m14s	3m12s
5. バター1/3柄 1/3Tonne Butter	+ 13s	+ 1m	1 m	1 m	+ 1mls8d	+ 1m6s4d	1m8s8d	1m10s8d	2m5s14
7. 塩半段 1/2Tonne Salz	+ 5s	5s6d	-j- 5s3d	5 s	6s6d	+ 10s	11s6d	15s	7 s
総計	16m10s8d	16m10s9d	18m10s6d	20m10s6d	24m5s4d	21m3s4d	25m15s11d	32m14s4d	33m1s6

Hauschild, ibid., S. 158f. より作成。

図1 表 5 の グ ラ フ

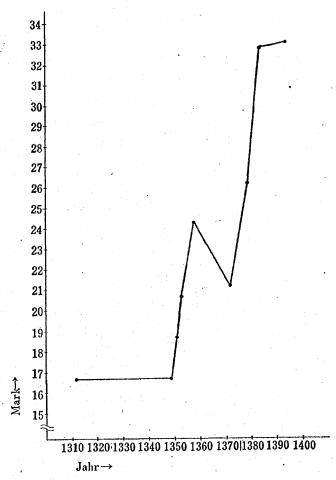
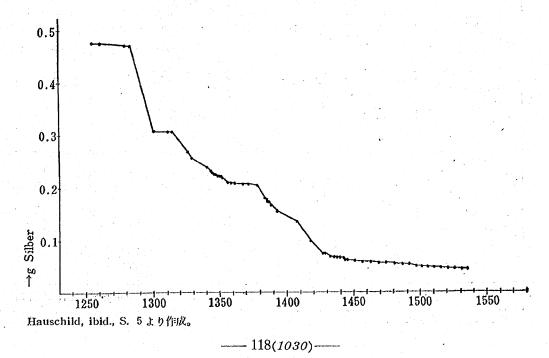


図2 ロストクの1デナリウス銀貨の銀含有量



いる。ヴィスマールの場合も1346年同じ「禁止令」が 出され、その後も一貫して公布されている。この法令 の裏には 当時手工業者間に「横の関係」だけでなく 「縦の関係」が存在したことが示されているのである。 こうしたことの原因の一つを説明するために簡単に 当時のハンザ都市のツンフト内の事情を説明しておく。 ラートにはツンフトの監視・指導のためのゲヴェット ヘル Gewettherrがいたが、概ねツソフトは独立して いた。ツンフトには通常2~4名の長老Alterleuteが おり、品質、数量についてのツンフト規定の遵守・監 督,ツンフトの財政管理,裁判の検事・弁護士,市民 集会Morgensprachen od. Bürgersprachenの主宰等 をおこなった。彼らの選出は選挙制で、ツンフトの申 し入れによりラートが実施したが、ロストクの靴屋の 例で見る限り, ツンフト内で決定してその承認をラー トに求めているにすぎない。それ故長老はツンフト内 の有力者――富裕者――が選ばれたと推定できる。彼 らはツンフトのまとめ役でもあり、ラートとのパイプ 役でもあった。以上の役割・任務から理解しうるよう に、長老はツンフト内の自治権——限定つきではある が――を握る特権的手工業者の方向へと向っていった。

ラートは、彼らの非公正な自治権行使を規制するために、ラートに対する宣誓を求めた。しかし長老はラートが原料及び製品の輸出入の規制をおこなうようになると、むしろその地位を確固たるものとし、次第にラート・大商人層に接近していくのである。

一方に特権的手工業者,他方に貧困な手工業者を内包しながらも,ツンフト組織が崩壊しなかったのは,宗教的な結びつきが,彼らに自粛をよびおこしたからであろう。すなわち,ツンフト成員は,富裕手工業者から職人・従弟にいたるまで,ブリューダーシャフトBrüderschaft という絆で結ばれていたのである。そして,かかる仲間意識と連帯が経済的対立とは別の一つの連帯を作り出したし,また,こうした連帯があったからこそ内部対立した組織が分解することなく,一つのヒエラルヒーともいうべきツンフト組織が維持し得たのである。しかもこの連帯は南ドイツなどにくらべ,北ドイツでは強かったといわれている。

II

次に、ラート・大商人層の手工業者への関与と、そ

注(35) Laube, ibid., S. 1184.

<sup>(36)</sup> 例えば、1407年、1410年のパン屋の公文書に見られる。Laube, ibid., S. 1195. ただし、この酷使禁止令は後述の「手工業者出身の商人」による酷使を禁ずる法令であった可能性は残る。

<sup>(37)</sup> 職人・徒弟と親方の関係は、一律に答えを求めることは難しい。しかし、職人・徒弟は職人規定、最低財産制、修業年限その他の規定によって、劣悪な状態へと追い込まれていったことは事実である。その結果、ロストクでは、1323年以降散発的、部分的ではあるが、彼らの反抗が生じている。しかもそれは、1407年のロストクの袋物屋Beutler、剣帯工 Gürtler、皮帯工 Reimer 等の職人熟練工の動きからみて、富裕親方層に対する反抗であった。Leps、ibid., [, S. 151ff.

<sup>(38)</sup> Leps, ibid., I, S. 185-7.

<sup>(39)</sup> Leps, ibid, [], S. 188. ツソフトの独立性については様々な意見があるが、ヴェンド諸都市の場合、当初の独立した自治権が次第にラートにより奪われていったと考えるのが適当であると思う。「おわりに」往 (96) 参照。

<sup>(40)</sup> Leps, ibid., [], S. 184. Friedrich Techen, Etwas von der mittelalterlichen Gewerbeordnung, insbesondere der wendischen Städte. HGbll. XXV. S. 22. この人数は職種によって異なるが2人というのが最も多い。ただし職種全体の人数による差ではない。

<sup>(41)</sup> ツンフトの財政とは、収入では採用手数料、分担金、寄付金、罰金などで、支出は宗教的なもの、貧しい成員の保護などであった。

<sup>(42)</sup> Leps, ibid., II, S. 185.

<sup>(43)</sup> Leps, ibid., [], S. 237-240.

<sup>(44)</sup> このほか市民集会等における社交を通じての結びつきも強かった。Vgl. Leps, ibid., [], S. 190.

<sup>(45)</sup> とうした意味においてはじめて谷氏の言う「ヒエラルキー」あるいは瀬原氏の言う「連合体」が理解しうるのではないだろうか。両氏の見解は、きわめて妥当性の高いものであるとは思うが、対立する者を内包するツンフトがなぜ一つの連合体もしくはヒエラルキーを作りうるかについての説明が不十分であるように思う。谷和雄「ギルド革命に関する一考察——都市ロンドンのばあい——」(谷和雄編『西洋都市の発達』山川出版社、昭和40年、所収)119頁、瀬原、前掲論文(下)398頁参照。

<sup>(46)</sup> Ernst Pitz, Wirtschaftliche und soziale Probleme der gewerblichen Entwicklung in 15./16. Jahrhunder tnach hansisch-niederdeutchen Quellen, Wirtschaftliche und Soziale Probleme der gewerblichen Entwicklung im 15.-16. und 19. Jahrhundert, herausgegeben von Friedrich Lütge, 1968, S. 24.

れに対応する手工業者内部の問題について考えてゆく ことにする。

14世紀まで原料輸入については、比較的規制がゆる やかであったが、14世紀に入ると一般的に商取引は、 個々の手工業者からラートにより剝奪されるに至った。 この事実はラートの平等原則により, 一部の手工業者 に原料が集中しないようとられた処置であったと考え られる。醸造業の場合「ロストクにおいては、大麦、 麦芽,ホップといった醸造用原料は総体的に生産部門(47) と密着していた。」このように 手工業者が 従来原料輸 入をも併せておこなっていた事実は、ロストクの銅鍛 冶の銅の輸入, ヴィスマールの金細工師, ロープ製造 工Reifer, 鍛冶屋 Schmiede, 靴直しSchuster の各 原料など数えあげればきりがない。これらの事実は14, 15世紀において、自らが原料輸入をおこなうことを禁 止されたことにより逆に裏付けられるのである。もち ろんラートはこうした完全な原料輸入禁止だけをおこ なったのではなく, 部分的な統制をおこなう場合も多 かった。その一つは、ツンフトの長老をして一括購入 させ、それをラートの一員であるゲヴェットヘルに報 告させる。他は個人的に購入したものを届け出させ る,という方法である。例えば前者の場合ロストクの 桶屋、パン屋、鞣皮工についてそれが確認される。桶 屋は3日に一度の分配、パン屋は穀物輸入後ただちに 分配し、年に一度ゲヴェットヘルに報告した。鞣皮工 の場合, 自己消費の少量の皮については個人購入制が, とられたが, 鞣皮用樹皮沫は共同購入であった。また後

者の例については、ロストクの錫鋳工 Kannengießer (54) が一定量以上の鍋,5リスポンド Lispfund以上の錫,鉛を購入する場合,また銅鍛冶が銅を購入——支払い能力のある場合に限り認められた——する場合があげられる。こうしたラートによる管理統制は逆に有力な手工業者に商業行為を一括しておこなわせる結果になってしまった。(56) これは販売の問題とも関連するので後述する。

以上のように手工業者は少なからず原料輸入にたずさわっていたわけだが、原料に限った場合、商人はそれに従事していたのだろうか。シュティーダは「もともと原料については商人が握っていた」と述べている。古い記録にイギリスでハンザ商人が錫を盗まれた記述が残存していることからみて、彼らが原料輸入に従事していたことは確実であろう。しかしそれが彼らにとって彼々たるものであったことも指摘されている。もともとは、手工業者、商人ともに自由に手工業の原料を輸入していたが、手工業の発展とともに手工業者には原料輸入の制限がおこなわれるようになったものと思われるのである。

次に生産品の販売の問題を考えねばならない。都市 圏内の販売は市場にある販売小屋で一般におこなわれた。 た。そしてかかる小売権は、手工業者の手中にあった。 問題なのはその販売小屋であるが、確かにそれは13世 紀末、商人の私的所有であった。例えば、呉服館 Gewandhaus、鞣皮館 Lohhaus などを、その職種の手工業者は、商人から賃借しなくてはならなかった。し

注(47) Konrad Fritze, Keimformen der kapitalistischen Produktionsweise in wendischen Hansestädten zu Beginn des 15. Jahrhunderts. Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte, 1965, Teil. IV, S. 200.

<sup>(48)</sup> Stieda, ibid., S. 135.

<sup>(49)</sup> Techen, ibid., S. 88f.

<sup>(50)</sup> ヴィスマールの場合, 金細工師が1380年, ロープ製造工が1387年, 靴直し, 鍛冶屋が1411年に完全に原料輸入を禁じられた。Techen, ibid., S. 89.

<sup>(51)</sup> Techen, ibid., S. 81f. しかも市場でおこなわれねばならなかった。

<sup>(52)</sup> Leps, ibid., I, S. 216f. この他, ヴィスマールの小商人 Krämer (1397年に確認される) など数多くの例がある。 Vgl. Techen, ibid., S. 83.

<sup>(53)</sup> 錫鋳用の釜の意か。

<sup>(54) 1</sup> Schiffspfund=20 Lispfund=280 Markpfund.

<sup>(55)</sup> Techen, ibid., S. 83.

<sup>(56)</sup> 本節注 (66), (67) 参照。

<sup>(57)</sup> Stieda, ibid., S. 123.

<sup>(58)</sup> Stieda, ibid., S. 123. Hanserecesse, I, 3, Nr. 336, § 14.

<sup>(59)</sup> Stieda, ibid., S. 103f. Vgl. Pitz, ibid., S. 31.

<sup>(60)</sup> ツンフトは当初より市場における小売販売権を有し、原料購入もおこなっていた。すなわち彼らは手工業者であるが、 小商人的機能を有した。

<sup>(61)</sup> Laube, ibid., S. 1194.

かし14世紀に入ると、その私的所有の多くは都市(の ケメライ Kämmerei)に売却され、都市所有となって (62) いる。ここには都市当局と手工業者の間に賃貸借関係 が存在するのみで、こうした販売の場所を通じての雇 用関係を見いだすことはできない。

生産品の輸出について, ヴィスマールの桶屋の例か らみていこう。桶屋は,一般には注文販売ではなく, 商人に販売し、商人が個々人に販売するという販売形 態をとっていたが、商人だけが輸出に携わるのではな く,特に富裕な桶屋親方 Wohlhabendere Böttcher・ meister は貧困な親方層を雇用し、それに従事したの である。このように桶屋の親方層は、14世紀には少な くとも、商人と並び輸出に従事していた。しかし16, 17世紀には、ラートにより輸出は完全に禁止されるの である。また前述の銅鍛冶にも同様の例がみられる。 この職種もまた元来顧客による注文制生産ではなく、 商人に委託して製品を移送するか、市や仕事場で直接 販売するかのいずれかであったが、14世紀には彼らも また輸出に従事していたことがわかる。すなわちロス トクの銅鍛冶には1325年にすでに、手工業者であり ながら――あるいは手工業者出身の ―― 商業 も営な む者Gewerbsmäßige Händlerが年租税を都市に支払 っていたことが確認される。彼らは銅製品生産に関係 する原料――例えば銅――を輸入し、その原料を使用 して作られた製品の輸出をおこなったのである。か かる「手工業者出身の商人」の出現の理由にはいくつ かの原因が考えられよう。しかしその基礎的な最大原 因は、手工業者の経済的格差及びそれによる特権的手 工業者の出現によるのではないだろうか。

結局、手工業者からの商業の剝奪は、原料と製品販 売を握る一部商人への手工業者の従属へとつながった と推定できるのである。すなわち、手工業者への輸出 規制は一方で特権的手工業者の商人化をおこして,手 工業者内の雇用関係――又は支配関係――を強固なも のとし, 他方で以下に述べるように, 商人と手工業者 の間にも支配関係を作り出したのである。例えばロス トクの桶屋の要求には、材料購入と借金のために商人 の下で働くことを否定する旨が述べられている。また ヴィスマールの金細工師は商人のために働くことを禁 じる規定を設けている。かかる商人の進出の目的は商 業から手工業支配への転換ではなく、むしろ商業の拡 大という点にあると思われる。ヴィスマールの醸造業 の場合, 醸造所所有者は醸造親方とは別の場合が多く, その形態は14世紀後半以降に増大している。この醸造 所所有者は, 先にも述べたように財産制限等により, 富裕な手工業者層,商人層にほぼ限定される。醸造業 の場合, 助手は原則として一人では醸造し得ないが, 所有者が醸造に通じていない時にはそれが認められて いるのである。すなわち醸造業では醸造業者以外の他 職種の手工業者や商人の進出が法的に認められている。 そして商人の進出は実際に確認できるのである。彼ら の場合, 自己消費分を自己で生産するという場合もあ り得るわけだが、ロストク、ヴィスマールの場合、最 主要輸出品目であり、その輸出の拡大こそが商人の進 出の目的であった可能性は強い。

また、ロストクの桶屋の場合も同様である。14世紀 の最後の暑期に、ロストクの桶屋の同職者会議におい て樽の大きさが決定され、統一されたにもかかわらず、

注(62) Leps, ibid., II, S. 206.

<sup>(63)</sup> Stieda, ibid., S. 112. 単なる樽の輸出だけなのか、中味を含めた輸出もおこなったのか、詳細は不明。

<sup>(64)</sup> Pitz, ibid., S. 38. Vgl. Stieda, ibid., S. 112f.

<sup>(65)</sup> Stieda, ibid., S. 114.

<sup>(66)</sup> Stieda, ibid., S. 127.

<sup>(67)</sup> Stieda, ibid., S. 127f.

<sup>(68) 「</sup>手工業者出身の商人」の実態は必ずしも明らかではないが、輸出入資金等から考えて富裕な手工業者又はその出身の者ではないかと推測できる。 Vgl. Techen, ibid., S. 83f.

<sup>(69)</sup> Stieda, ibid., S. 113.

<sup>(70)</sup> Techen, ibid., S. 89.

<sup>(71)</sup> Fritze, ibid., S. 199.

<sup>(72)</sup> Techen, Bürgerspr. S. 166.

<sup>(73)</sup> Vgl. Fritze, ibid., S. 197. リューベックでは 1409年に醸造業を営みつつ主業は商人, 手工業者 (別職種の) という 形が公的に認められている。ヴィスマールではさらに, 1430年, 一般手工業者を醸造業から排除し, 商人及び一部宮裕醸造業者に限定する規定すら設けられている。 Techen, ibid., S. 323, 1430, LIX § 50.

<sup>(74)</sup> ヴェンド諸都市のビール生産は盛んであったが、その中でも特にヴィスマールのビールは良質をもって知られ、各方面 に輸出された。Friedrich Techen, Das Brauwerk in Wismar, HGbll, XXI, 1915, S. 263, 266.

#### 「三田学会雑誌」71卷6号 (1978年12月)

#### 表 6 1379年 の 賃 金

	日 給	酒 費	年給(300日契約)
左官 Maurer 〈Z.B.〉親方とその他9人 親方とその他5人*	.2s1d 9m14s/6日 4m3s/6日	2%d 14s/6日 7s/6日 (ピールのため)、	43m6s
屋根屋 Dachdecker 親方とその他6人*	1s5d 3m12s/6日	<u></u>	26m9s
木びき工 Säger 4人の木びき工 4人の木びき工	2s4½d 2m8s/6日 3m4s/4日		44m
大工 Zimmermann 親方とその他 5 人** 親方とその他 8 人**	2s/d 2m14s/4日 6m2s/6日	1 d 4 s (ピールのため) 9½s (ピールのため)	40m10s
採石工 Steinbrücker 4人の採石工	1s6%d 2m12s/7日		29m7s

Hauschild, ibid., S.20. より作成。

\* の親方は Albert zok. \*\*の親方は Wittenbeken.

商人自身のもとで小さな樽が作られていたという報告がある。これが容量を少なくして利益を向上させようとするものであったということは、1405年にロストクの鰊の樽の大きさが小さかったという不満の記録から理解し得る。結局これは、樽が例えば鰊、バター、ビールなどの輸出に不可欠のものであり、それらを扱う商人にとって、樽の生産への関与が商業の拡大、そして利益の拡大につながるものであったからである。ここにおいて部分的にではあるが、商業が手工業と新たに結びつくことにより、ハンザ商業自体が変質したことが理解できるのである。

しかし、かかる問屋制前貸しのごとき形態でのみ商業と手工業が結びついただけではない。賃金の支払い方の変化、明確化は別の形での二者の結びつきを暗示する。前述のように、それ以前の支払い形態が必ずしもはっきりしないのだが、ロストクでは1379年に支払い方法が明確となるとともに、その変化を知ることが

できる。1332年にすでにヴィスマールの醸造業の使用 人Knechtの場合,半年賃金制が知られているが、1379 年にはロストクでは、表6のように、300日契約の年 給制がとられている。このような給料制は、表6の職 種からみても理解し得るように、道具が少なく、特定 の職場をもたないような――又は手工業者単独での所 有が不都合であるような――職種に限定される可能性 が強い。例えば、シュトラールズントの造船業の場合 がそうである。1393年、8造船所中最小の造船所所有 者ヨハネス・ケディング Johannes Keding は商人で もあった。彼は遠隔地貿易で得た利潤を造船所に投下 して、1421年には3つの造船所の所有者となっている。 当時この都市の造船業界では,彼と同様な造船業者が 3名おり、彼らはいずれもラートヘル、もしくはラー ト資格をもつ者で、もともとは造船業者ではなかった。 彼らは造船所長を雇い、船大工を集めて、資材を購入 して造らせ、販売する、という経営形態をとった。船

注(75) Stieda, ibid., S. 117.

<sup>(76)</sup> Stieda, ibid., S. 118.

<sup>(77)</sup> **V**gl. Stieda, ibid., S. 113. ロストクの桶屋は製品の販売,原材料の購入をめぐり,商人と対立し、後には桶屋はついた販売権を失うのである。

<sup>(78)</sup> Hauschild, ibid., S. 20.

<sup>(79)</sup> Techen, ibid., S. 275.

<sup>(80)</sup> Fritze, ibid., S. 203.

<sup>(81) 1421</sup>年の記録による。Fritze, ibid., S. 203.

<sup>(82)</sup> Fritze, ibid., S. 202f.

<sup>(83)</sup> Fritze, ibid., S. 204. Vgl. Techen, Etwas, S. 86.

大工達は賃金労働者であった。フリッツェ K. Fritze が述べるように、これが後述の製粉業とならび「近代資本主義の萠芽形態である」かどうかは、なお不明であるが、問屋制とは職場を商人が握り造船所長以下を雇用して、手工業者に協業を求めた点が異なる。すなわち、シュトラールズントの造船業の場合には、商人が資本を出し、労働者を雇用して賃金を支払うという資本主義生産に近似な経営形態により、商人は手工業に関与していたわけである。

以上述べた職種は,醸造業,桶屋,造船業などいずれも輸出産業であり,これらの行為が貿易の拡大,言い換えれば,原料輸入と製品輸出への関与を目的としたものであり,他職種にあてはまらない可能性は多い。しかもシュトラールズントの造船業の場合,先の形態が完成を見るのは15世紀に入ってからのことである。しかし賃金支払い形態の変化,手工業者問及びラート成員を含めた商人・手工業者の雇用又は支配関係は無視し得ない。

屋 Heringshaus, 屠殺場 Schlachthaus, 行商人Haken の倉庫などがそうである。これらがこれまでの場合と 異なるのは, 商人等に独占の意図が見られず, 賃貸権 がしばしば売買されているか, 都市所有となっている 点である。このような場合, 販売小屋同様, 賃貸しする側の対応によって, 賃貸借関係は雇用関係や支配関係に発展する可能性はあるが, 14世紀末までにはそのような徴候を見ることはできない。

また設備にそれほどの費用必要としないと思われる (93) にないと思われる (93) にない と思われる ロストクの製パン所や鍛冶屋の場合にも、ラートヘル やその未亡人がその賃貸料の権利を所有している。しかし製パン所の場合も鍛冶屋の場合も、その権利の売買は頻繁におこなわれており、年金としての賃貸料を 得る目的か、もしくは一時的な商業資本の温存の目的と考えることが妥当といえよう。

#### おわりに

ラインケの詳細なる分析は、北ドイツ都市が南ドイツ都市に比較して市民間の経済的格差が少なく、その意味で安定をもっていることを示した。しかし北ドイツ都市においても、市民全体の経済的格差の増大はもちろん手工業者間の格差も又増大し、14世紀末には富裕手工業者の一部集中と、貧困手工業者の増大は動かぬものとなった。しかも、ラートによる手工業者の平

注(84) フリッツェは造船業と製粉業とを同様の形態とみなしているが、製粉業の場合、商人個人ではなく商人仲間が複数で富裕手工業者をも仲間に加えて、手工業者を雇用し経営する形態をとった点で造船業の場合よりも一歩進んだ形態と考えられるのではないだろうか。

<sup>(85)</sup> Fritze, ibid., S. 202.

<sup>(86)</sup> この時期に資本主義発生の有無を論ずるにはなお史料不足である。例えば、かかる形態が近代資本主義に連続するがど うか、あるいは給料制が自由な雇用関係なのか明確でない。給料制が労働力不足に対処する為の前貸し制であった可能性 は残る。Vgl. Stieda, ibid., S. 109f. K. F. Olechnowitz, Der Schiffahrt der hansischen Spätzeit, 1960, S. 67f. Johannes Schildhauer, Konrad Fritze, Herbert Lange, Klaus Spading, Walter Stark. Grundzüge der Geschichte der deutschen Hanse, Zeitschrift für Geschichtswissenschaft XI. Heft 4, 1963, S. 739.

<sup>(87)</sup> Leps, ibid., II, S. 215.

<sup>(88)</sup> Laube, ibid., S. 1184. 1186.

<sup>(89)</sup> Laube, ibid., S. 1186.

<sup>(90)</sup> Laube, ibid., S. 1186. Techen, ibid., S. 94ff.

<sup>(91)</sup> Leps, ibid., II, S. 215.

<sup>(92)</sup> ここではまた、手工業者中に仕事場や住居を所有しない無産市民の存在に注目しておく必要があろう。 Vgl. Laube, ibid., S. 1187.

<sup>(93)</sup> Laube, ibid., S. 1185. ラートヘルの製パン所の権利取得と穀物商業との関連は薄いと思う。ほとんどの穀物輸出は、 物又はそのままの形でおこなわれたようである。むしろ留保すべきは、航海の際の食料という意味でであろう。

<sup>(94)</sup> Laube, ibid., S. 1185f.

<sup>(95)</sup> Konrad Fritze, Am Wendepunkt der Hanse, 1967, S. 96f. 農村への投資の場合にはこの形が多かったことをフリッツェは推定している。

<sup>(96)</sup> Vgl. Schildhauer, Grundzüge, S. 739.

等維持のための政策は、特権的手工業者の商人化をも 生じさせたのである。少なくともこの段階で、手工業 者を単なる一つの概念で捉えられなくなってきている ことは確かである。

そしてむしろ一連のラート政策は、単に手工業者の 平等維持を目的としたのではなく、手工業者の支配を も目的にしたものと推測できるのである。というのは 14世紀初頭の市民闘争以来,ラートは手工業者の力を 無視し得なくなったであろうし、 そしてさら に ツン フト組織が確固たるものに成長するにつれ、その脅威 は大きくなったにちがいないからである。しかも商人 にとって一部の手工業は貿易上必要なものであった。 従って14世紀末には、一方でラートは市民集会への干 渉強化などによってツンフトの力を奪い、一方では商 人として手工業者支配をおこなうとともに、特権的手 工業者を懐柔して, 自らの側にひきつけようとしたの である。しかも特権的手工業者のラート側への吸収は ツンフトを支配する上で、ラートにとってきわめて有 用なものであったと思われるのである。というのも手 工業者内には富者から貧者に至る宗教的絆が存在した ため、各ツンフト組織の頂点にたつ長老をラート側に 吸収することにより, 手工業者全体の支配をより容易 なものにしたと推測できるからである。残念ながら、 ラート側への一部手工業者の吸収に関する全体的な実 情は不明である。しかし,次に述べるような商人と一 部手工業者による一業種独占計画は, その一端を説明 しているように思われる。

15世紀初頭,ロストクでは15名の者――うちわけは市長4名,ラートへル5名,市民6名――が少なくとも13の製粉所を所有している。これは生産部門単位のものを,グローセ・ゲヴェルベ Große Gewerbeに統合する計画であった。これは商人の穀物輸出との関連と考えられないこともない。すなわち,穀物として輸出するだけでなく,次にそれを加工して都市周辺等を

中心に販売しようとしたのだと。生産だけでなく,販売をも重視したことは,販売について仲間が譲歩しあう旨の規定からも明らかである。しかしこれが単なる問屋制前貸し形態等に見る手工業への進出と異なるのは,彼らはその仲間にミューラーマイスターMühlermeisterを加え,さらに残りの仲間から2人のミューレンヘルン Mühlenherrnを選出して,実際の生産販売,原料購入に協同体制をとり,商売相手との契約も統一をしているほか,持ち分に応じた利益の払い戻しなどをおこない,独占的なグローセ・ゲヴェルベの創設を企てたという点である。これは門閥層が中心となり一部手工業親方を加えて,一生産分野において同職者の排除又は支配がおこなわれたことの一例と考えられよう。フリッツェはこれを資本主義の発生と関連づけているが,その点は結論し得ない。

かかる例が他にも見られるか否かは、製粉業が特殊 な業種であることも含め、15世紀初頭までに見る限り、 否という可能性が高い。

しかしヴェンド地方の3都市においてもまた,ラートを中心とする商人のヒエラルヒーと特権的手工業者を頂点とする手工業者のヒエラルヒーが,輸出に関連する手工業を中心に,門閥層など大商人層を頂点とした一つのヒエラルヒーに再編成されていく傾向にあることは推測できるであろう。そしてそれは,とりもなおさず仲介的貿易都市から「貿易生産都市」への移行とも考えられるのである。

こうした都市経済構造の変質, さらにはハンザ貿易の変質については, 15世紀以降の商人・手工業者関係についての実証研究や各都市の都市経済上あるいは貿易上にしめる輸出手工業の比重についての実証的研究により一層明確なものになるであろうが, 本稿では果せなかった。今後の課題とたい。

(慶應義塾大学大学院経済学研究科研究生)

注(97) ロストクでは1359年以降ラートの代理人2名が市民集会に出席するようになったが、1400年にはラートは直接的に市民 集会に干渉している。ヴィスマールの場合も市民集会はラートの代理人の出席なしにおこなわれていたが、1359年に禁止 されている。また立法、司法の点で特に、ツンフトはラートへの従属を強めていった。Leps, ibid., [, S. 146. [], S. 188f.

<sup>(98)</sup> Fritze, Keimformen, S. 200f.

<sup>(99)</sup> Fritze, ibid., S. 201. 前節注 (85) 参照。

<sup>(100)</sup> 手工業製品の積み荷の飛躍的増大は、15世紀後半であったが、ロストクの場合1270年に8つだったツンフトが1400年までに22以上になるなど全体的にみて手工業力は増しており、すでに14世紀末頃から手工業力は増大しはじめたと考えるべきであると思う。Leps, ibid., I, S. 128. Vgl. Stieda, ibid., S. 103f. またオレヒノヴィッツは三十年戦争以前にロストクの切妻屋根の家屋730戸中、約分の241戸がビール酸造所であったことを述べ、本稿でとりあげた時代以後、ロストクの都市経済中に占める手工業力――特に酸造業――の大きさを示している。Olechno witz, Handel und Schiffahrt, S. 90.